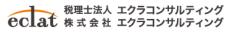
No.0017 12/10/25



Tel. 03-5447-6277 Fax. 03-5447-6278 URL. http://www.eclat-c.com/

税理士・田中誠のつぶやき(10)

生前贈与の活用

相続税のトラブル(争族)の防止に有効な対策に、 生前贈与があります。生前贈与は、自分で時期を選 べない相続と違って、自らがコントロールできるという 大きなメリットがあります。相続税の削減だけでなく、 資金が足りない時期の子供らの生活の助けになりま す。 また預貯金などを渡すことで課税された場合の 資金対策にもなります。国税庁によると贈与税の申 告者は 10 年以降、増加傾向にあり、2011 年は 42 万7千人と、前年から 8.2%増えたそうです。

生前贈与の大きな柱が暦年課税で、<mark>暦年課税の</mark> 非課税枠は、1年あたりでは小さくても、計画的に使 えば節税効果が大きくなります。贈与される1人あた り、年 110 万円までが非課税です。

例えば毎年 500 万円の現金を贈与した場合、 (500-110)×20%-25=53 万円が贈与税額となり ます。 毎年 500 万円ずつ 10 年間、合計 5,000 万円 贈与した場合、530 万円の贈与税額で済むわけで す。

贈与税の税率と控除額(速算表)		
課税価格(110 万円控除後)	税率	控除額
200 万円以下	10%	-
300 万円以下	15%	10 万円
400 万円以下	20%	25 万円
600 万円以下	30%	65 万円
1,000 万円以下	40%	125 万円
1,000 万円超	50%	225 万円

暦年課税の贈与の対象者には、法定相続人でなければならないといった制限はなく、子供の配偶者や孫でも構いません。亡くなる日までの3年以内に相続または遺贈を受ける人への贈与は、すべて相続財産に合算されますが、相続人以外は適用されません。

早く始めて長い期間に、できるだけ多くの対象者に 贈与することが、効果をより大きくします。

一度に大きな金額を贈与できるのが相続時精算 課税制度です。贈与の時点では2,500万円までは 非課税です。相続が発生した時点で、精算課税で の贈与分も相続財産に合算して相続税を計算しま す。つまり相続税がかかる場合は単なる税の繰り延 べで、実質的な節税効果はないともいえます。ポイン トは相続時に合算する際の評価額が、贈与時点の 価格で固定されること。例えば成長期の企業の株式 など、価格が高くなっていくと期待できる資産に有効 です。

アパートのように家賃が入り続ける収益物件も生 前贈与すれば、毎年の家賃は贈与した子供に移りま す。そのまま家賃収入が積み重なって課税遺産が増 えてしまう場合に比べ、相続税額は抑えられることが 多くなります。精算課税は通常、子供が対象ですが、 子が亡くなった場合は孫にも使えます。しかし、一度 精算課税を選べば暦年課税には戻れません。

他にも、住宅取得等資金の非課税枠は、住宅取得や改築が目的なら、一度に多額の非課税枠が使えるので便利です。省エネ住宅取得資金の贈与なら平成24年度は1,500万円まで非課税です。暦年課税や精算課税と併用することもできます。

大きな金額を移せるものには、贈与税の配偶者控除もあります。対象は配偶者に限られますが、自宅か購入資金のうち 2,000 万円、基礎控除と合わせて2,110 万円まで無税で贈与が受けられます。ただし婚姻期間が 20 年以上で、同じ配偶者からは一生に1度だけといった条件があります。

次回は、生前贈与の仕方の注意点についてお話しましょう。